インド特許庁、ヒアリング通知から実施までの猶予期間に関する通達

2022 年 12 月 26 日
ＪＥＴＲＯ ニューデリー

2022 年 12 月 26 日、インド特許庁は、多数の特許出願がインド特許庁に係属している現状を踏まえ、ヒアリング通知から実施までの猶予期間について、4 週間の猶予を与えるという慣行を廃止し、特許規則第 129 条の規定に従い、ヒアリング通知の日付から 10 日とするという通達を、全ての関係者へ公示した[1]。

当該通達においては、特許規則第 129 条 A の規定には、猶予期間を、30 日を超えない限りにおいて延長可能であると規定されているものの、当該延長は審査管理官が適切であると判断した場合に延長されるものであって、猶予期間は 10 日以内であることが望ましいことも言及されている。また、特許規則第 129 条 A の規定に従い、2 回以上の延長は認められないことにも言及されている。

合わせて、特許規則第 129 条 A には、合理的な理由があれば猶予期間を延長できるとされているところ、合理的な理由が記載されずに延長申請がなされている現状を踏まえ、今後は、合理的な理由が記載されていない限り延長請求は受理されない旨の通達を、全ての関係者に公示した[2]。

（以上）

[1]https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/858_1_26.12.2022_Public_Notice_Hearing_Time.pdf

[2]https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/858_1_26.12.2022_Public_Notice_regarding_hearing_adjournments.pdf